

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三三
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件 三三

公 告

- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三五
- 道路の区域を変更する件 三五
- 随意契約の相手方を決定した件 三五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 三五
- 砂利採取業務主任者試験を実施する件 三五

告 示

福島県告示第四百五十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十三年九月十四日救急病院として認定した。

平成二十三年九月二十七日

名称	所在地	福島県知事 佐藤 雄平
財団法人大原総合病院附属大原医療センター	福島市鎌田字中江三三番地	認定有効期限 平成二六年九月一三日

(地域医療課)

福島県告示第四百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び同法第六條第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十三年九月十七日から平成二十四年一月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工

観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年九月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ白河Cエリア 福島県白河市新高山七番地ほか
- 二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) ゼビオ株式会社
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社文教堂グループホールディングス
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後十時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社エムケイ東日本販売
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

株式会社大創産業
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時

福島県告示第四百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、只見町土地改良区から平成二十三年八月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年九月十五日認可した。

平成二十三年九月二十七日

(商業まちづくり課)

福島県知事 佐藤 雄平
(農村計画課)

福島県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十三年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方会津坂下線	喜多方市豊川町米室字道端五五八〇番六地先から 同 市豊川町米室字道端五五七〇番三地先まで	変更前	一〇・七〇 一八・六〇	五二・〇〇
		変更後	一〇・七〇 二〇・九〇	五二・〇〇

(道路計画課)

公 告

公告第168号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年9月27日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ゲルマニウム半導体検出システム（6システム） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年7月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
キャンベラジャパン株式会社 東京都台東区浅草橋四丁目19番8号

5 随意契約に係る契約金額
136,881,150円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

(農林総務課)

公告第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十三年九月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

大信土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 亀森 一男

同 北野 唯道

同 渡部 正昭

同 大戸 利美

同 佐藤 光明

同 高久 亨

同 鈴木 一

同 橋本 文明

同 北野 勝

同 小磯 浩

同 縄田 角郎

同 高橋 征男

同 戸倉 孝男

同 就任した役員

役別 氏名

理事 亀森 一男

同 北野 唯道

同 渡辺 一夫

同 小松 信男

同 薄井 潤一

住所

白河市大信中新城字赤坂五六番地

同 市大信下小屋字日籠八番地

同 市大信増見字田ノ入二〇番地

同 市大信増見字堂山六番地

同 市大信町屋字町屋二四〇番地

同 市大信隈戸字原町五番地

同 市大信隈戸字滑里川五一番地

同 市大信下小屋字樋ノ口一一番地

同 市大信下小屋字後沢三一〇番地

同 市大信下新城字寺平前五五番地

同 市大信隈戸字上小屋四番地

同 市大信豊地字分切田九五番地

同 市大信中新城字内屋敷九三番地

住所

白河市大信中新城字赤坂五六番地

同 市大信下小屋字日籠八番地

同 市大信増見字外面二一八番地

同 市大信増見字増見二〇三番地

同 市大信上新城字屋敷四一番地

同	高久 亨	同	市大信隈戸字原町五番地
同	出田 鶴一	同	市大信隈戸字赤仁田一番地一一
同	出田 幸男	同	市大信下小屋字宮沢一四四番地
同	北野 勝	同	市大信下小屋字後沢三一〇番地
同	小針 義一	同	市大信下新城字若内五三番地
同	小磯 浩	同	市大信下新城字寺平前五五番地
同	鈴木 勝長	同	市大信豊地字飯土用七八番地
同	永山 正美	同	市大信隈戸字上小屋九番地

(農村計画課)

公告第七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十三年九月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
遠野土地改良区

退任した役員

氏名

理事 鈴木 昌孝

理事 平子 忠

同 平子 不三男

同 平子 昭一

同 佐川 正之

同 根本 昭英

同 石森 勝利

同 生田目 昭夫

同 櫛田 万兵衛

同 對馬 欣司

同 錦野 俊亮

同 角田 一栄

同 就任した役員

氏名

理事 鈴木 昌孝

同 平子 忠

同 平子 不三男

同 平子 昭一

同 佐川 正之

同 根本 昭英

住所

いわき市遠野町入遠野字有実三一番地

同 市遠野町入遠野字羽黒九番地

同 市遠野町入遠野字東山一五一番地

同 市遠野町上根本字荒神平一三番地

同 市遠野町上根本字前田一番地の一

同 市遠野町上根本字根本一三九番地

同 市遠野町根岸字成沢二八番地

同 市遠野町深山田字稲荷林七四番地の一

同 市遠野町滝字表八七番地の一

同 市遠野町滝字川原七番地

同 市遠野町大平字物見岡一一番地

同 市遠野町上遠野字寺戸七四番地

住所

いわき市遠野町入遠野字有実三一番地

同 市遠野町入遠野字羽黒九番地

同 市遠野町入遠野字東山一五一番地

同 市遠野町上根本字荒神平一三番地

同 市遠野町上根本字前田一番地の一

同 市遠野町上根本字根本一三九番地

同	石森 勝利	同	市遠野町根岸字成沢二八番地
同	生田目 昭夫	同	市遠野町深山田字稲荷林七四番地の一
同	櫛田 万兵衛	同	市遠野町滝字表八七番地の一
同	佐坂 邦彦	同	市遠野町滝字川原一〇番地
同	錦野 俊亮	同	市遠野町大平字物見岡一一番地
同	角田 一栄	同	市遠野町上遠野字寺戸七四番地

(農村計画課)

公告第七十一号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。
平成二十三年九月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験日時

平成二十三年十一月十一日(金) 午前十時から正午まで

二 試験場所

福島県庁西庁舎十二階講堂(福島県福島市杉妻町二番十六号)

三 受験願書の提出期間

平成二十三年十月三日から同月二十一日まで(郵送による場合は、同月二十一日までの通信日付印のあるものを有効とする。)

四 受験手数料

受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼って納入すること(消印はしないこと)。

五 その他

受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所(相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所)及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。)で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせること。
(技術管理課建設産業室)